

札幌圏設備投資促進補助金

適用地域	札幌圏(札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、南幌町)	対象業種	製造業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、学術研究・専門・技術サービス業	対象施設	対象業種の試験・研究・開発施設、工場、物流施設、データセンター
------	--	------	--------------------------------------	------	---------------------------------

重点施設	対象業種のうち、以下の分野の試験・研究・開発施設、工場、人材育成施設、データセンター
	《食関連分野》 食料品、機能性食品 など
	《先端技術分野》 ○健康・医療(医薬品、医療機器、バイオ など) ○環境・エネルギー(再生可能エネルギー、新エネルギー、蓄電池、次世代自動車 など) ○その他(ロボット、航空・宇宙、高温超電導、ナノテクノロジー、高機能素材 など)

区分	補助要件	限度額	補助内容
札幌市内	重点施設 重点地域 ^{〔注1〕} 上記以外	10億円 ※増設・市内移転は10%、限度額5億円	固定資産税課税標準額×20%
		5億円	固定資産税課税標準額×10%
札幌市外	重点施設 ・新設(札幌圏内に既存重点施設がないこと) ・設備投資額(土地を除く)3億円以上 ・立地先自治体による設備投資助成が適用されること ・立地先自治体を除く札幌圏内で既存対象施設の廃止・縮小を行わないこと	5億円	固定資産税課税標準額×10% (土地分を除く) ※ただし、立地先自治体による設備投資助成相当額(土地分を除く)まで

注1 札幌市内の工業団地、東雁来第2地区

問合せ先

小樽市産業港湾部企業誘致担当
〒047-8660 小樽市花園2丁目12番1号 TEL(代表):0134-32-4111 内線256・263 FAX:0134-33-7432 E-mail:sangyo-sinko@city.otaru.lg.jp

札幌市経済観光局経済戦略推進部企業立地課
〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 TEL(直通):011-211-2362 FAX:011-218-5130 E-mail:business@city.sapporo.jp

本社機能移転に係る支援制度

区分	拡充型事業 ^{〔注1〕}	移転型事業 ^{〔注2〕}
オフィス減税	建物等の取得価額に対し、特別償却15%又は税額控除4%	建物等の取得価額に対し、特別償却25%又は税額控除7%
雇用促進税制	雇用者増加数に応じ、1人当たり最大30万円	雇用者増加数に応じ、1人当たり最大90万円
不動産取得税	1/10	課税免除
事業税		1年目1/2、2年目3/4、3年目7/8

要件～本社機能の従業員5人(中小企業は2人)以上増加すること(移転型事業は増加する従業員数の過半数が東京23区からの異動であること)

注1 東京23区以外の道外からの本社機能の移転又は道内企業の本社機能の拡充

注2 東京23区からの本社機能の移転

○北海道は、地域再生法に基づく「北海道地域地方活力向上地域等特定業務施設整備促進プロジェクト」について国の認定を受けています。これにより、本社機能の移転又は拡充を考えている方は、北海道知事から「地域活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定を受けた上で、税制優遇措置を受けることができます。

業種	対象	補助要件(全て該当すること)	補助率	限度額
全業種	賃料(ただし、敷金、礼金、共益費及び消費税額等を除く)	①建物等を賃借して事務所等を設置すること ②雇用増が30人以上であること ③本社機能を有する事務所等の面積が300㎡以上であること ④省エネルギー又は新エネルギーの導入に積極的であること ⑤本社機能移転を公表すること ⑥北海道産業振興条例に基づく他の助成措置の対象とならないこと	1/2	1,000万円

問合せ先

北海道経済部産業振興局産業振興課
〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 TEL:011-204-5324 FAX:011-232-2139

北海道小樽市 産業港湾部企業誘致担当 〒047-8660 北海道小樽市花園2丁目12番1号
TEL(代表):0134-32-4111 内線256・263 FAX:0134-33-7432 E-mail:sangyo-sinko@city.otaru.lg.jp
2025年4月

企業立地に関する

支援・助成制度のご案内



北海道小樽市

HOKKAIDO OTARU CITY

